

飯塚市企業局告示第7号

下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、新たに下水を排除し、処理すべき区域について、次のとおり告示する。なお、その関係図面は、飯塚市企業局下水道課事務室に備え、縦覧に供する。

令和8年3月31日

飯塚市企業管理者 石 田 慎 二

鯉田、目尾、津島、伊川、相田、伊岐須、横田、菰田、中、上三緒、下三緒、立岩、幸袋及び川津の一部において、令和8年3月31日から公共下水道の供用及び下水の処理を開始する。

排水施設は分流式とし、その位置は縦覧に供する関係図面のとおりとする。